

# HEART COMMUNICATION

2024  
夏号

毎日暑い日が続いております。皆様お変わりございませんでしょうか。

平素は私共、高田総合会計事務所にご高配を賜りまして、誠に有難うございます。

6月は定額減税の導入に際し、大変お手数をお掛けしたところでございます。しばらく事務仕事が多くなりますが、社員さんのためとお考えいただきお付き合いくださいませ。

さて、5月以降、税務署から届いておりました国税関係の納付書が届かなくなります。源泉所得税・消費税の予定納税については従前通り送付があるのですが、他の税目については納付書の発送がなくなりました。必要であれば、税務署まで出向いて取得するようにとのこと、大変不親切な制度変更です。

ただ、この裏には、税務行政の効率化とDX化に伴うキャッシュレス納税の推進があります。今まではインターネットバンキングなど、信用できないと仰っていた方々にも否応なく電子化の波が押し寄せてきます。「不便になったなあ」ではなく、変革をチャンスと捉えて「銀行に行く手間が省けるわ」とお考えいただき前向きに受け止めていただきたいと思います。

キャッシュレス納税にも複数種類がありますので、弊社職員からお伝えをさせていただきます際には、一度ご検討ください。

結びに、皆様方の御会社の益々のご発展と、ご家族、社員様のご健康とご多幸を祈念申し上げます。

高田総合会計事務所  
所長 高田 直浩



## TOPICS

令和6年7月3日に **10,000円 5,000円 1,000円** の3券種が改刷されます。

…改刷とは紙幣の絵柄、デザインを変えることを言います。日本銀行が明治18年(1885)に第1号のお札「旧一円券」(表面に大黒天が描かれたもの)を発行してから、53種類もの紙幣が発行されています。

今回改刷される紙幣には、

**10,000円札 渋沢栄一(裏面:東京駅丸の内駅舎)**

…生涯に約500社もの企業の設立に関わったとされる日本の実業家。「日本近代社会の創造者」と称される。

**5,000円札 津田梅子(裏面:フジ(藤)の花)**

…女性の地位向上と女子高等教育に尽力した女性教育家。女子英学塾(現:津田塾大学)の創設者。

**1,000円札 北里柴三郎(裏面:葛飾北斎「富嶽三十六景(神奈川冲浪裏)」)**

…「近代日本医学の父」と呼ばれる細菌学者・教育者。伝染病研究所、北里研究所の創設者。

の肖像画およびデザインが描かれます。

※新しい紙幣が発行された後も、旧紙幣は引き続き使用いただけます。「これまでの紙幣が使えなくなる」「旧紙幣を回収する」などと騙る詐欺行為(振込め詐欺など)には十分注意するようにしましょう。

# 令和6年度税制改正について

令和6年度の税制改正の中から、特に知っていただきたい内容をピックアップいたしました。

なお、令和6年度税制改正の目玉である定額減税制度については割愛しております。ご了承下さい。



参考：財務省ホームページ  
「令和6年度税制改正（令和6年3月発行）」  
※令和6年度税制改正の詳細はこちらをご覧ください。



## 1 個人所得課税

住宅ローン控除の拡充が行われました。

- ・子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点から上乘せが行われました。
- ・新築住宅の床面積要件が、合計所得金額1,000万円以下の方に限り、床面積要件が50㎡以上から40㎡以上に緩和されました。

【改正前(令和6年・7年入居)】

新築・買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良・認定低炭素)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円

【改正後:令和6年入居の場合】

新築・買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良・認定低炭素)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	子育て世代等	4,500万円	4,000万円
	それ以外	4,500万円	3,000万円

## 2 資産課税

法人版事業承継税制の特例措置について、コロナの影響が長期化した事を踏まえて、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末まで2年延長されました。

※法人版事業承継税制については、平成30年1月から令和9年12月までの10年間の措置として、従来の制度を抜本的に拡充した特例措置が講じられています。詳細は担当者までお問合せ下さい。

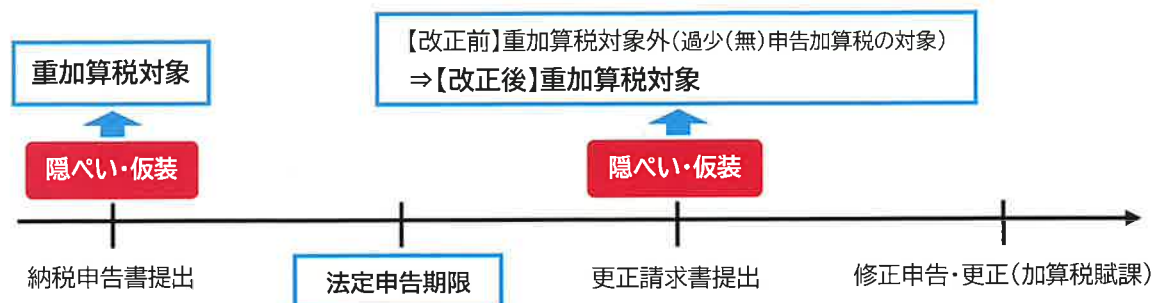
## 3 法人課税

・賃上げ税制において、「中小企業」については赤字の企業にも賃上げインセンティブとなるように、繰越控除措置（5年）が創設されました。また、賃上げ率の要件及び控除率は維持されました。

・交際費について、これまで一人当たり5,000円以下の飲食費は交際費の範囲から除外され、全額が損金算入されていましたが、これが10,000円以下まで引き上げられました。また、接待交際費の損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が3年延長されました。

## 4 納税環境整備

隠ぺい・仮装の事実に基づき更正請求書を提出している場合、重加算税の適用対象になります。これは令和7年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。



## 会計・税務の 気になるギモン、 教えて所長さん！

令和6年度税制改正の目玉である「定額減税制度」が始まりました。

お客様におかれましては、6月から月次減税事務を実施していただいておりますが、スムーズに事務処理を行っていただけましたでしょうか。

今回は定額減税についての様々な疑問等を一緒に考えていきたいと思っております。

なお、定額減税のあらましについては春号に掲載しておりますので、あわせてそちらもご覧ください。



毎月事務処理をするのは面倒じゃ……。  
年末調整でまとめて減税してはいけないのじゃろうか？

最終的には年末調整(年調減税事務)で精算を行う事となりますが、年末調整で一括減税することは認められていません。月次減税事務は必ず行うようにしましょう。



令和6年6月20日に入社した社員がおるんじゃが、この者の定額減税の事務はどのように行えばよいのじゃろうか？

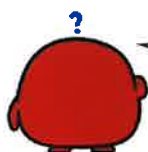
定額減税制度の対象となる「基準日在職者」とは、令和6年6月1日現在、給与支払者の元で勤務している人のうち、源泉徴収における甲欄適用の居住者をいいます。

よって、6月2日以後に入社した方については基準日在職者に該当しないため、月次減税額の控除はせず、年末調整において定額減税額の控除を受けることとなります。



令和6年7月から扶養親族の数が変わった社員がおるんじゃが、この場合は7月からの減税額を変えんといかんのじゃろうか？

月次減税額は、最初の月次減税事務を行うまでに提出されている扶養控除等申告書などに記載されている内容に基づき算出されます。よって、6月1日以降に扶養親族の数が変わったとしても、月次減税額の増減は行いません。そうした人数の異動によって生じる定額減税額の差額は、年末調整又は確定申告で精算されます。



給与の源泉所得税から定額減税を受けとるんじゃが、年金の源泉所得税からも定額減税を受けておる……。この場合はどうなるんじゃ？

公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受ける人についても、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受ける事になります。質問のような重複控除については、確定申告で最終的な年間の所得税と定額減税額との精算が行われます。

ただし、定額減税が重複適用されているという理由だけでは、確定申告の義務は生じないとされています。

年末調整の時期が近づいて参りましたら、担当者から年調減税事務について改めてご説明いたします。(令和6年10月以降予定)

## 各種補助金のご案内

※すでに募集が終了したのもございます。来年度以降の参考にご覧ください。

### 経済産業省・中小企業庁【事業再構築補助金 第12回公募】

申請期間：令和4年4月23日～令和6年7月26日18:00

上限金額・補助率：事業類型等により異なる

→ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため中小企業等の事業再構築を支援。

日本経済の構造転換を促すため、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、又は事業再編といった事業再構築に意欲を有する中小企業等を支援する。

※応募には基本要件のほか、事業類型ごとに補助対象要件があるため別途確認が必要。

### 京都府中小企業団体中央会【就労・奨学金返済一体型支援事業（令和6年度）】

申請期間：令和6年4月1日～令和7年2月28日

上限金額：54万/人（※正社員になってからの年数により上限額の変動あり）、補助率1/2

→中小企業等の人材確保と若手従業員の定着及び経済的負担軽減を図るため、京都府の支援を受け、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業等を応援する制度。

### 京都府【多様な働き方推進事業補助金（令和6年度）】

申請期間：令和6年4月19日～令和6年11月29日

上限金額：コースによって異なる（※事業により上限額の変動あり）、補助率※事業所規模により変動

→人材の確保・定着の促進を目的に、従業員の仕事と生活の両立に向け「多様な働き方」を推進する中小企業等に、その費用の一部を助成する制度。

○誰もが働きやすい職場づくりコース【上限金額：最大100万円】

○病児保育コース【上限金額：最大100万円】

○育児休業取得促進コース【上限金額：最大50万円】

○テレワークコース【上限金額：最大50万円】



### 京都市【京都市中小企業者の高効率機器導入促進事業補助金】

申請期間：4月下旬～6月下旬（令和6年度の申請期間は終了しました）

上限金額：300万円、補助率1/2

→中小事業者が行う省エネ効果の期待できる高効率機器の導入に係る費用の支援。

### 京都府【令和6年度京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金】

申請期間：4月上旬ごろ～5月末（令和6年度の申請期間は終了しました）

上限金額：500万円、補助率1/3（※補助対象により上限額の変動あり）

→京都府の伝統と文化のものづくり産業の生産基盤を支え、又は強化するために行う、生産設備の新設、増設、更新又は改修及び道具類の購入を支援することを目的とする。

## クールビズ実施のお知らせ

弊社では6月1日から10月31日までの間、

省エネ・地球温暖化防止のため、クールビズを実施し、

**適正冷房・軽装**に努めております。

ご理解とご協力をお願いいたします。

〒602-8048 京都市上京区西大路町 137-3

TEL 075-451-7766 FAX 075-432-2127

U R L <http://www.takadakaikei.co.jp>

E-mail [info@takadakaikei.co.jp](mailto:info@takadakaikei.co.jp)



高田総合会計事務所